［略］	［略］	
設備規則第49条の６の12第２項（第１号、第２号及び第５号に係る部分に限る。）及び第７項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、ローカル５Ｇの無線局の無線設備	ＬＳＧ２ＲＣ	
［略］	［略］	

［同左］	［同左］	
設備規則第49条の６の12第２項（第１号、第２号及び第５号に係る部分に限る。）及び第７項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、ローカル５Ｇの無線局の無線設備	ＬＳＧ２ＲＣ	ＬＯ５Ｇ２
設備規則第49条の６の12第２項（第１号から第３号までに係る部分に限る。）及び第７項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、ローカル５Ｇの無線局の無線設備	ＦＤＮＲ	
［同左］	［同左］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（経過措置）

１　この告示による改正後の平成三十年総務省告示第三百五十六号別表第二十三号の規定は、この告示の施行日以後に免許の申請が行われた無線局の無線設備について適用する。

２　令和七年十二月三十一日までに免許の申請が行われた無線局の無線設備の規格コードについては、この告示による改正後の平成三十年総務省告示第三百五十六号別表第二十三号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○総務省告示第三百十号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十五条の二第二項第一号の二及び第三号の二の規定に基づき、同項第一号の二及び第三号の二の表の下欄に規定する二、三〇〇MHzを超え二、四〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用無線局及び三、四〇〇MHzを超え四、二〇〇MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域を次のように定める。

令和七年九月一日

総務大臣　村上誠一郎

一　電波法施行規則（以下「施行規則」という。）第十五条の二第二項第一号の二の表二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の項の下欄に規定する二、三〇〇MHzを超え二、四〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用無線局（移動しないものに限る。）及び同表三、四〇〇MHzを超え四、一〇〇MHz以下の項の下欄に規定する三、四〇〇MHzを超え四、二〇〇MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域は、別表第一の左欄に掲げる周波数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる地域とする。

二　施行規則第十五条の二第二項第三号の二の表二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の項の下欄に規定する二、三〇〇MHzを超え二、四〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用無線局（移動しないものに限る。）及び三、四〇〇MHzを超え三、六〇〇MHz以下の項の下欄に規定する三、四〇〇MHzを超え四、二〇〇MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域は、別表第二の左欄に掲げる周波数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる地域とする。

別表第一

周波数	都道府県
2,330MHzを超え2,370MHz以下	北海道、長崎県、鹿児島県及び沖縄県
3,400MHzを超え3,600MHz以下	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、広島県、島根県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県及び沖縄県
3,600MHzを超え4,100MHz以下	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、広島県、島根県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県及び沖縄県

別表第二

周波数	都道府県
2,330MHzを超え2,370MHz以下	北海道、長崎県、鹿児島県及び沖縄県
3,400MHzを超え3,600MHz以下	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、広島県、島根県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県及び沖縄県